

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局人事事務取扱規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

四 職員が禁錮の刑に処せられ、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、

その刑の執行を猶予された場合

第十八条第二号中「場合」の下に「（前条第四号に該当する場合を除く。）」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第五条、第六条関係）

区分	発令事由	通知書の記載形式	備考
採用	<p>(1) 職員に採用する場合</p> <p>(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年病院事業管理規程第13号）附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p>	<p>埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 〇〇職（ ）〇級に決定する 〇〇号給を給する 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料〇〇円を給する</p>	
	<p>(2) 法第22条第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第37号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条第1項第2号の規定により臨時的任用を行う場合</p> <p>ア 新規の場合</p>	<p>地方公務員法第22条第2項(又は)地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号(又は)職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定により臨時的職員に任命する</p> <p>「b」を命ずる 任期は平成〇年〇月〇日までとする 〇〇職（ ）〇級に決定する 〇〇号給を給する</p>	
	イ 更新の場合	<p>臨時的任用を更新する 任期は平成〇年〇月〇日までとする</p>	
	<p>(3) 育児休業法第6条第1項第1号又は配偶者同行休業条例第9条第1項第1号の規定により任期を定めて職員を採用する場合</p> <p>ア 新規の場合</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号(又は)配偶者同行休業条例第9条第1項第1号の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 任期は平成〇年〇月〇日までとする 〇〇職（ ）〇級に決定する 〇〇号給を給する</p>	
	イ 更新の場合	<p>任期を更新する 任期は平成〇年〇月〇日までとする</p>	
	<p>(4) 育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて職員を採用する場合</p> <p>ア 新規の場合</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 週〇〇時間〇〇分勤務とする 任期は平成〇年〇月〇日までとする 〇〇職（ ）〇級に決定する 〇〇号給を給する</p>	
	イ 更新の場合	<p>任期を更新する 〔週〇〇時間〇〇分勤務とする〕 任期は平成〇年〇月〇日までとする</p>	勤務時間を変更しない場合は、〔 〕の部分は省略する。

	(5) 国、他の地方公共団体の職員をその身分を保有したまま職員に採用する場合	埼玉県「a」に併任する 「b」を命ずる 〇〇職()〇級に決定する 〇〇号給を給する 〔ただし給料は支給しない〕	給料を支給する場合は、〔 〕の部分は省略する。
	(6) 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合 ア 新規の場合	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号(第2号)の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 任期は平成〇年〇月〇日までとする 〇〇円を給する	
	イ 更新の場合	任期を更新する 任期は平成〇年〇月〇日までとする	
	(7) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合 ア 新規の場合	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項(第2項)の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 任期は平成〇年〇月〇日までとする 〇〇円を給する (又は) 〇〇職()〇級に決定する 〇〇号給を給する	
	イ 更新の場合	任期を更新する 任期は平成〇年〇月〇日までとする	
昇任及び昇格	(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	「b」を命ずる 〔〇〇職()〇級に昇格させる〇〇号給を給する〕 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則による給料 〇〇円を給する	昇任のみの発令の場合は、〔 〕の部分は省略する。 昇格のみの発令の場合は、「「b」を命ずる」の部分は省略する。
降任及び降格	(1) 法第28条第1項の処分として行う場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	地方公務員法第28条第1項第〇号の規定により「b」を命ずる 〔〇〇職()〇級に降格させる〇〇号給を給する〕 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料〇〇円を給する	降任のみの発令の場合は、〔 〕の部分は省略する。
	(2) (1)以外の場合	処分の根拠の記載を除き、(1)に定める記載形式の例による。	

転任	任命換え	職員の種類を異にして異動する場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	埼玉県「a」に任命換えする「b」を命ずる 〔〇〇職()〇級に決定する〇〇号給を給する〕 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料〇〇円を給する	〔 〕の部分は、給料表の適用を異にする異動の場合に用いる。
	配置換え	勤務課所を異にして異動する場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	「b」を命ずる 〔〇〇職()〇級に決定する〇〇号給を給する〕 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料〇〇円を給する	
	転入	管理者以外の者を任命権者とする県の職員を、職員の職に任命する場合	採用の場合の(1)に定める記載形式の例による。	
	出向	職員を管理者以外の者を任命権者とする県の職員に転出させる場合	「c」へ出向を命ずる	
	併任	管理者以外の者を任命権者とする県の職員を、その職を保有したまま職員の職に任命する場合	採用の場合の(5)に定める記載形式の例による。	
	併任の解任		埼玉県「a」併任を命ずる	
	兼職	異なる職員の種類の職及び他の課所の職を兼ねる場合	兼ねて埼玉県「a」に任命する兼ねて「b」を命ずる	
	兼職の解任	兼職の項の兼職を解く場合	埼玉県「a」兼任を免ずる「b」兼職を免ずる	
昇給		(1) 給与条例第4条第6項及び第7項の規定により特定職員を昇給させる場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	埼玉県人事委員会規則7-221第〇条第〇項第〇号の規定に準じ〇号該当昇給区分に決定した 〇〇職()〇級〇〇号給を給する 〔埼玉県人事委員会規則7-221第〇条第〇項の規定に準じ昇給しない〕 (又は) 人委第981号第〇条関係第〇項〇の規定に準じ〇号該当昇給区分に決定した 〇〇職()〇級〇〇号給を給する 〔埼玉県人事委員会規則7-221第〇条第〇項の規定に準じ昇給しない〕 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料〇〇円を給する	〔 〕の部分は、五号該当昇給区分の場合に用いる。

	(2) 給与条例第4条第6項及び第7項の規定により特定職員以外の職員を昇給させる場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	〇〇職()〇級〇〇号給を給する (埼玉県人事委員会規則7-860附則第2項第1号準用) 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料〇〇円を給する	
	(3) その他の場合	埼玉県人事委員会規則7-221第〇条 〔後段 (又は) 第〇項及び第〇項〕の規定に準じ昇給しない	
給料表改定に伴う給料の額の変更	(1) 埼玉県病院局職員給与規程を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則の規定による給料の額が変更された場合((2)に掲げる場合を除く。)	平成〇年埼玉県病院事業管理規程第〇号の施行に伴い、平成26年病院事業管理規程第13号附則の規定による給料として給する額を〇〇円とする	
	(2) 埼玉県病院局職員給与規程を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則の規定による給料の額が支給されないこととなった場合	平成〇年埼玉県病院事業管理規程第〇号の施行に伴い、平成26年病院事業管理規程第13号附則の規定による給料は支給されないこととなった	
事務取扱	職員に他の同等又は下位の職の事務を取り扱わせる場合		
	ア 外国出張中事務取扱を命ずる場合	「b」何某海外出張中 「b」事務取扱を命ずる	
	イ 病気療養中事務取扱を命ずる場合	「b」何某病気療養中 「b」事務取扱を命ずる	
	ウ 研修中事務取扱を命ずる場合	「b」何某〇〇において研修中 「b」事務取扱を命ずる	
	エ ア、イ及びウ以外の場合	「b」事務取扱を命ずる	
事務取扱免	事務取扱の項エの場合	「b」事務取扱を免ずる	
心得	職員に他の上位の職の事務を取り扱わせる場合	「b」心得を命ずる	
心得免		「b」心得を免ずる	
派遣	(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく場合	地方自治法第252条の17の規定に基づき〇〇へ派遣する 派遣期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする (派遣期間の延長) 派遣期間を平成〇年〇月〇日まで延長する	地方自治法第292条において準用する場合を含む。
	(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年埼玉県条例第1号)に基づく場合	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定に基づき〇〇(△△)へ派遣する 派遣期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする	〇〇には派遣先の機関の名称を、△△にはその所在地を記入する。

		<p>派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の〇を支給する</p> <p>(又は)</p> <p>派遣期間中給与を支給しない(派遣期間の延長)</p> <p>派遣期間を平成〇年〇月〇日まで延長する</p> <p>延長に係る期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の〇を支給する</p> <p>(又は)</p> <p>延長に係る期間中給与を支給しない</p>	
	(3) その他の場合	(1)の例に準ずる	
派遣の解任・職務復帰	(1) 地方自治法に基づく場合	(派遣の解任) 〇〇への派遣を解く	
	(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例に基づく場合	(派遣の解任) 〇〇への派遣を解く (派遣期間満了による職務復帰) 派遣期間の満了により職務に復帰した	
	(3) その他の場合	(1)の例に準ずる。	
駐在		〇〇駐在を命ずる	
駐在の解任		〇〇駐在を解く	
休職	(1) 心身故障により休職する場合	<p>地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職を命ずる</p> <p>休職期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする</p> <p>(休職期間の延長)</p> <p>休職期間を平成〇年〇月〇日まで延長する</p>	
	(2) 刑事事件の起訴により休職する場合	<p>地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる</p> <p>休職期間は当該刑事事件が裁判所に係属する間とする</p> <p>休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の〇とする</p> <p>(又は)</p> <p>休職期間中給与は支給しない</p>	

	(3) 分限条例第2条の規定により休職する場合	職員の分限に関する条例第2条の規定により休職を命ずる休職期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする 休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の〇とする (休職期間の延長) 休職期間を平成〇年〇月〇日まで延長する	
復職	(1) 休職中の職員を職務に復帰させる場合	復職を命ずる 〔平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により全額支給することとする (公務災害認定(認定番号〇—〇)による) (又は) (通勤災害認定(認定番号〇—〇)による)〕	〔 〕の部分は、休職処分後に公務災害又は通勤災害の認定があった場合に用いる。 なお、上記の場合で既に復職している場合には、〔 〕の部分のみ発令する。
	(2) 休職期間の満了により職務に復帰した場合	休職期間の満了により復職した	
分限免職		地方公務員法第28条第1項第〇号の規定により免職する	
戒告		地方公務員法第29条第1項第〇号の規定により戒告する	
減給		地方公務員法第29条第1項第〇号の規定により〇月間給料の月額〇分の〇を減給する	
停職		地方公務員法第29条第1項第〇号の規定により〇月(日)間停職する	
懲戒免職		地方公務員法第29条第1項第〇号の規定により免職する	
失職		地方公務員法第16条第〇号に該当したので同法第28条第4項の規定により失職した	
失職の特例		(事件名)について禁錮〇年執行猶予〇年の刑に処されたが、職員の分限に関する条例第6条第1項の規定を適用しその職を失わないものとする ただし執行猶予の言渡しを取り消されたときは当該取消しの日にその職を失う	
免職	法第29条の2第1項各号に規定する職員を免職する場合	免職する「d」	
退職	(1) 職員が定年退職をする場合	職員の定年等に関する条例第2条の規定により平成〇年〇月〇日限り定年退職	

	(2) 職員がその意により退職する場合	<p>辞職を承認する 〔職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）第22条第○項の規定により退職手当を支給しない〕</p>	
	(3) 採用の項(5)に定める職員が退職する場合	埼玉県「a」併任を免ずる	
勤務延長	(1) 勤務延長を行う場合	平成○年○月○日まで勤務延長する	
	(2) 勤務延長の期限を延長する場合	勤務延長の期限を平成○年○月○日まで延長する	
	(3) 勤務延長の期限を繰り上げる場合	勤務延長の期限を平成○年○月○日に繰り上げる	
	(4) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合	期限の定めのない職員となった	
	(5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合	職員の定年等に関する条例第4条の規定による期限の到来により平成○年○月○日限り退職	
再任用	(1) 再任用を行う場合	<p>地方公務員法第28条の4第1項（第28条の5第1項、第28条の6第1項、第28条の6第2項）の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」（4週につき○○時間○○分勤務）を命ずる 任期は平成○年○月○日までとする ○○職（）○級に決定する（職員の給与に関する条例第4条第12項準用） （又は） （職員の給与に関する条例第4条の2準用）</p> <p>平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料○○円を給する</p>	<p>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の6第1項の規定による任用の場合は、「（4週につき○○時間○○分勤務）」の部分は省略する。</p>
	<p>(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年病院事業管理規程第13号）附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p> <p>(2) 再任用の任期を更新する場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年病院事業管理規程第13号）附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p> <p>(3) 再任用職員の配置換え及び勤務時間の変更を行う場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年病院事業管理規程第13号）附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p>	<p>再任用の任期を平成○年○月○日まで更新する 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料○○円を給する</p> <p>「b」（4週につき○○時間○○分勤務）を命ずる 〔○○職（）○級に決定する〕 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料○○円を給する</p>	<p>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定による任用の場合は、「（4週につき○○時間○○分勤務）」の部分は省略する。</p>

	(4) 再任用職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合 (5) 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合	任期の定めのない職員となった 地方公務員法第 28 条の 4 (第 28 条の 5、第 28 条の 6) の規定による任期の満了により平成〇年〇月〇日限り退職	[] の部分は、給料表の適用を異にする異動の場合又は級を変更する場合に用いる。
任期満了・死亡			通知書の交付はしない。
一般職に属する臨時または非常勤の任免等			別に定める。

注 1 記載形式の欄中「a」等とあるのは、次の区分による。

「a」 職員の種類を記入する。

「b」 組織等及び職の名称を記入する。

(例) 病院局経営管理課長、埼玉県立循環器・呼吸器病センター看護部技師

「c」 埼玉県知事部局、埼玉県議会事務局、埼玉県選挙管理委員会、埼玉県監査事務局、埼玉県教育委員会、埼玉県人事委員会事務局、埼玉県労働委員会事務局、埼玉県警察本部、埼玉県企業局又は埼玉県下水道局と記入する。

「d」 根拠法令又は理由を記入する。

2 1人の職員について同時に2以上の人事異動を併せて行う場合、通知書への記載は、次の順による。

- (1) 職員の種類 (埼玉県職員又は臨時的職員)
- (2) 職
- (3) 任期
- (4) 給料
- (5) その他

附 則

この規程は、公布の日から施行する。